

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2016年12月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. Pradhan Mantri Garib Kalyan Yojana: 非開示所得に係る新しい課税制度

先般、インド政府は、ブラックマネー撲滅に向けた大きな一歩といえる、500 ルピー紙幣および 1,000 ルピー紙幣の流通差止めを命じた。また、同じくブラックマネー撲滅を目的とする非開示所得の申告については、当該所得を有する個人に納税の機会を与えるよう意見が寄せられていたため、今般、インド政府は、1961 年所得税法 (Income-tax Act, 1961) に定める非開示所得課税規定を改正する「第 2 回改正 2016 年課税法案 (Taxation Laws (Second Amendment) Bill, 2016: 以下「改正課税法案」)」を下院に提出し、通称、Pradhan Mantri Garib Kalyan Yojana と呼ばれる、新しい所得申告制度の導入を提案した。

また、租税回避の抜け穴をふさぎ、現行規定の濫用を防ぐための現行所得税法の見直しも提案された。

改正課税法案の主な内容は以下のとおりである。

- 非開示の当座貸越、投資、現金その他の資産、または税務調査官によりそのように判定されたものに対する税率の 60% への引上げ¹
- 上記課税額の 25% の加算金 (サーチャージ)
- 現行のペナルティー規定²は、改正課税法案の大統領承認前に開始された検索のみに適用。承認後に開始した検索で見つかった非開示所得には 30% または 60% のペナルティー³が課される
- Section 115BBE に定める課税所得 (検索対象ではない) への 10% のペナルティー。ただし、納税者が前年度末までに当該所得に係る申告および納税を行っ

た場合は免除される。Section 115BBE は、所得の過少計上および計上ミスについては追加のペナルティーを課さないことも規定している (所得税法 Section 270A)

- Pradhan Mantri Garib Kalyan Yojana (新所得申告制度: 以下「本制度」)

- これまで非開示だった所得の、現金または「指定金融機関」への預金という形での開示を認める新制度の提案
- 本制度は官報に記載されている日付に発効: 当該日付より特定の指定日までは本制度に基づく申告納税が可能

2. 新所得申告制度の主要ポイント

- 2017 年 4 月 1 日以前に開始した課税年度 (Assessment Year) について誰でも申告が可能
- 損金算入や申告所得との相殺は認められない
- 「指定金融機関」とはインド準備銀行、その他の銀行もしくは信用金庫、郵便局本局もしくは郵便局支店または中央政府が指定したその他の機関を意味する。
- 開示の影響は以下のとおり
 - ① 非開示所得への 30% の課税
 - ② 上記①の 33% の額の加算金 (サーチャージ (Pradhan Mantri Garib Kalyan Cess))
 - ③ 非開示所得の 10% の額のペナルティー
 - ④ 非開示所得の 25% を本制度に基づく預金口座に無利子で預金 (4 年間引き出し不可)
- 申告書提出時には税金・ペナルティーの支払証明および預金証明も提出する

1 所得税法 Section 115BBE

2 所得税法 Section 132 に基づき、2012 年 7 月 1 日以降に検索が開始された事案のペナルティーは、納税者が非開示所得を認めるか、かつ、個別の条件を満たすか否かにより異なる (10% から 60%)。 (所得税法 Section 271AAB)

3 納税者が非開示所得を認め、当該所得の出所を明らかにし、税金および利子を支払い、当該所得に係る申告書を提出する場合は、非開示所得の 30% のペナルティーが課される。これらの条件を満たさない場合には非開示所得の 60% をペナルティーとして課することが提案されている。

- 本制度に基づき申告された非開示所得は、既に査定が終了している課税額には影響しない
- 申告書に記載される情報は、納税者への不利な証拠として使われない。ただし、以下の法令に基づく個別の事案については除かれる
 - 1974 年外国為替保護密輸防止法 (Conservation of Foreign Exchange and Prevention of Smuggling Activities Act, 1974)
 - インド刑法 (Indian Penal Code)
 - 1985 年麻薬向精神薬法 (Narcotic Drugs and Psychotropic Substances Act, 1985)
 - 1967 年破壊活動防止法 (Unlawful Activities (Prevention) Act, 1967)
 - 1988 年腐敗防止法 (Prevention of Corruption Act, 1988)
 - 1988 年ベナミ取引禁止法 (Prohibition of Benami Property Transactions Act, 1988)
 - 2002 年資金洗浄対策法 (Prevention of Money-Laundering Act, 2002)
 - 1992 年特別法廷 (証券取引違反に係る裁判) 法 (Special Court (Trial of offences Relating to Transactions in Securities) Act, 1992)
 - 2015 年ブラックマネー課税法 (Black Money (Undisclosed Foreign Income and Assets) and Imposition of Tax Act, 2015)

Newsletter Archives

To see past newsletters, please visit our website.

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

Contacts

Deloitte Tohmatsu Tax Co.

India Practice

Hiroyuki Hayashi, Partner

hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

Pawankumar Kulkarni, Manager

pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

Issued by

Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Tokyo Office

Shin-Tokyo Building 5F, 3-3-1 Marunouchi, Chiyodaku, Tokyo 100-8305, Japan

Tel : +81 3 6213 3800

email : tax.cs@tohmatu.co.jp

Corporate Info. : www.deloitte.com/jp/en/tax

Tax Services : www.deloitte.com/jp/tax/s/en

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.